

**令和7年度
山口県保育士就職支援金貸付の手引き**



**社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター**

〒754-0041 山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI維新ホール3階
TEL : 083-902-2355 FAX : 083-902-5877

E-Mail : jinzai@yg-you-i-net.or.jp



目 次

1	保育士就職支援金貸付制度について(令和7年度募集要項)	1
2	申請から返還免除までの流れ	8
3	貸付け後の各種手続き	9
4	社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士就職支援金貸付実施要綱	10
5	様式	
	※第1号様式 省略	
	第2号様式 保育料の一部貸付申請書	17
	第2号様式別紙① 保育料証明書	20
	第3号様式 就職準備金貸付申請書	21
	第3号様式別紙① 職務経歴書	25
	第4号様式 こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付申請書	26
	第5号様式 施設等から県社協への送付文書	30
	第6号様式 誓約書	31
	第7号様式 口座振込申出書	32
	第8号様式 届出書(変更届)	33
	第9号様式-① 保育所等の従事状況の届出書(保育補助者雇上費)	34
	第9号様式-② 保育所等の従事状況の届出書(保育料一部貸付等)	35
	第10号様式 連帯保証人変更承認申請書	36
	第11号様式 返還債務免除申請書	37
	第12号様式 返還申立書	38
	第13号様式 返還猶予申請書	39
	※その他 就労証明書	40
	申請チェックリスト【保育料一部貸付】	41
	申請チェックリスト【就職準備金貸付】	42
	申請チェックリスト【こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付】	43
6	各種様式 記入例	44
7	覚書	54
8	提出先宛名ラベル	

1 保育士就職支援金貸付制度について 令和7年度募集要項

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 保育士就職支援金貸付事業
令和7年度 保育料の一部貸付 募集要項

1 事業の目的

この事業は、保育士資格を有する方であって保育士として勤務していない方の再就職支援を図るため、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料の一部を貸付けることにより、保育人材の確保及び保育士の離職防止を図ることを目的としています。

2 貸付対象者

令和6年12月1日以降に勤務を開始し、山口県内の下記の施設又は事業（以下※「保育所等」という）に保育士として勤務される方で、以下のいずれかの要件を満たしている方。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要します。

- (1) 未就学児を持つ保育士であって、保育所等に新たに保育士として勤務される方
- (2) 保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰される方

※保育所等とは

- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設又は「認定こども園」への移行を予定している施設
- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
- エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- キ 児童福祉法第6条の3第23項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- ク 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ケ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
- コ 企業主導型保育事業

3 貸付額・貸付期間

- (1) 貸付額は、未就学児全員の保育料の半額とし、月額27,000円以内（無利子）です。
- (2) 貸付期間は、未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は保育所等に勤務を開始した日又は産後休暇もしくは育児休業から復帰した日から起算して1年間を限度とします。

4 貸付けの申込方法

保育料の一部貸付の申請は保育所等の単位とします。「保育料の一部貸付申請書（第2号様式）」に次の書類を添付して山口県福祉人材センターへ提出してください。

なお、貸付けの申込みに当たっては、千円単位の額を借受け金額として記載してください。

- (1) 保育所等から県社協への送付文書（第5号様式）
- (2) 誓約書（第6号様式）※200円の収入印紙を貼り、消印をお願いします。

※連帯保証人は実印を押印し、印鑑登録証明書 1 部を添付してください。
(発行から 3 ヶ月以内)

(3) 保育士証の写し

(※保育士証は原則現姓名のもの。旧姓での保育士証では受理できません。)

(4) 保育士として週 20 時間以上の勤務をすることが確認できる書類(雇用契約書等)

(5) 保育所等に新たに勤務することが確認できる書類あるいは産後休暇又は育児休業から復帰することが確認できる書類(雇用契約書等)

(6) 未就学児が保育所等に入所していることが確認できる書類

※保育料決定通知書等保育料の分かるものの写しを添付してください。

※市町から利用者負担額(保育料)決定通知書等が発行されない場合に限り、第 2 号様式別紙①により、未就学児が通園する保育所等からの証明書を添付してください。

(7) 住民票の写し(発行から 3 ヶ月以内)

※世帯全員分の記載のあるもの。ただし、コピーは不可。

5 貸付けの決定・貸付金の振込み

提出された申請書類等を県社協で審査のうえ、貸付けの適否を決定し、結果をお知らせします。貸付決定後、口座振込申出書(第 7 号様式)を提出してください。口座振込申出書の口座名義人は、申請者本人に限ります。なお、貸付決定額は、原則年 4 回に分けて振込みます。

6 返還の免除

1 全額免除

○山口県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2 年間引き続きこれらの業務に従事したとき

注①災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由(産休・育休含む)により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなします。

ただし、当該業務従事期間には算入しません。復帰後から残りの従事期間を算入できます。

注②従事する事業所の法人における人事異動等により、借受者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入します。

○業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

2 一部免除

○一部免除は、保育所等に 1 年以上継続して従事し、全額免除に該当しない場合、その勤務期間に応じて一部免除されることがあります。

7 返還

次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただくことになります。

(1) 支援資金の貸付けを解除されたとき

(2) 山口県内の保育所等において業務に従事しなかったとき

(3) 山口県内の保育所等において業務に従事する意思がなくなったとき

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

※償還期間は借受けた期間の 2 倍の期間とし、月賦による毎月の返還額均等割りに百円以下の端数が生じた場合は、その端数は最終償還に加算されるものとします。

8 募集期間

令和 7 年(2025 年) 7 月 1 日(火) から令和 7 年(2025 年) 12 月 19 日(金)

(※必着) まで (※ただし、貸付枠に達した場合には、締め切ります。)

(※書類不備の場合は受理できません。)

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 保育士就職支援金貸付事業
令和 7 年度 就職準備金貸付 募集要項

1 事業の目的

この事業は、保育士資格を有する方であって保育士として勤務していない方の再就職支援を図るため、潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用を貸し付けることにより、保育人材の確保、保育士の離職防止を図ることを目的に実施するものです。

2 貸付対象者

令和6年12月1日以降に勤務を開始し、山口県内の下記の施設又は事業（以下※「保育所等」という）に保育士として勤務される方で以下の要件のいずれも満たしている方。ただし週20時間以上の勤務を要します。また、保育士修学資金貸付における就職準備金の加算を受けた方を除きます。

（1）次の①から⑤までの施設又は事業を離職した方又は勤務経験のない方

- ① 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
- ② 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- ③ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- ④ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
- ⑤ 学校教育法第1条に規定する幼稚園

（2）保育所等に新たに勤務される方。ただし、指定保育士養成施設在学中に採用が内定し、卒業後速やかに保育所等に勤務する方を除く。

（3）山口県福祉人材センターもしくは山口県保育士バンクに登録を行う方

※保育所等とは

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設又は「認定こども園」への移行を予定している施設

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」

エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの

オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの

カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの

キ 児童福祉法第6条の3第23項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの

ク 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

ケ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設

コ 企業主導型保育事業

3 貸付額・貸付の内容

貸付額は、400,000円以内（無利子）です。なお、貸付けに当たっては、1人1回限りとします。就職する際に必要な以下に要する費用として貸付けます。

- ・ 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- ・ 転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料
- ・ 申請者が保育所等で使用する被服費
- ・ 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用（※講習会参加経費・参考図書購入費等）
- ・ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費（※通勤用自家用車の冬用タイヤ等）

- ・申請者のこどもが保育所等を利用する際に必要となる費用
(※こどもの被服・保育用具・チャイルドシート等)
- ・こどもの預け先を探す際の活動に必要な費用

4 貸付けの申込方法

就職準備金貸付の申請は保育所等の単位とします。「就職準備金貸付申請書(第3号様式)」に次の書類を添付して山口県福祉人材センターへ提出してください。

なお、貸付の申込みに当たっては、千円単位の額を借受け金額として記載してください。

- (1) 保育所等から県社協への送付文書(第5号様式)
- (2) 誓約書(第6号様式)※200円の収入印紙を貼り、消印をお願いします。
※連帯保証人は実印を押印し、印鑑登録証明書1部を添付してください。
(発行から3ヶ月以内)
- (3) 保育士証の写し
(※保育士証は原則現姓名のもの。旧姓での保育士証では受理できません。)
- (4) 保育士として週20時間以上の勤務をすることが確認できる書類(雇用契約書等)
- (5) 保育士登録後の職歴の申し立てに係るもの(様式3号様式別紙①)
- (6) その他、会長が必要と認めるもの

5 貸付決定・貸付金の振込み

提出された申請書類等を県社協で審査のうえ、貸付けの適否を決定し、結果をお知らせします。貸付決定後、口座振込申出書(第7号様式)を提出してください。口座振込申出書の口座名義人は、申請者本人に限ります。

なお、貸付決定額は1回で振り込みます。

6 返還の免除

1 全額免除

○山口県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続きこれらの業務に従事したとき

注①災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由(産休・育休含む)により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなします。

ただし、当該業務従事期間には算入しません。復帰後から残りの従事期間を算入できます。

注②従事する事業所の法人における人事異動等により、借受者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入します。

○業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

2 一部免除

○一部免除は、保育所等に1年以上継続して従事し、全額免除に該当しない場合、その勤務期間に応じて一部免除されることがあります。

7 返還

次のいずれかに該当する場合は、就職準備金を返還していただくことになります。

- (1) 支援資金の貸付けを解除されたとき
- (2) 山口県内の保育所等において業務に従事しなかったとき
- (3) 山口県内の保育所等において業務に従事する意思がなくなったとき
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

※償還期間は借受けに係る就職で業務に従事した期間(最長12ヶ月)の2倍の期間とし、月賦による毎月の返還額均等割りに百円以下の端数が生じた場合は、その端数は最終償還に加算されるものとします。

なお、就職準備金貸付に係る借受けた期間は、借受に係る就職で業務に従事した期間(最長12ヶ月)とします。

8 募集期間

令和7年（2025年）7月1日（火）から令和7年（2025年）12月19日（金）
（※必着）まで

（※ただし、貸付枠に達した場合には、締め切ります。）

（※書類不備の場合は受理できません。）

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 保育士就職支援金貸付事業
令和7年度 こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 募集要項

1 事業の目的

この事業は、山口県内の下記の施設又は事業（以下※「保育所等」という）に勤務する保育士資格を持つ方の離職防止に向けた環境を整備し、保育人材の確保を図ることを目的として未就学児を持つ保育士のこどもの預かり支援事業の利用料の一部を貸付けます。

2 貸付対象者

以下の要件のいずれも満たしている未就学児を持つ保育士であって、山口県内の保育所等に保育士として勤務される方とします。

- (1) 未就学児を持ち、保育所等を利用している方
- (2) 保育所等における勤務の時間帯により、こどもの預かり支援に関する事業を利用される方

※保育所等とは

- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設又は「認定こども園」への移行を予定している施設
- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
- エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- キ 児童福祉法第6条の3第23項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- ク 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ケ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
- コ 企業主導型保育事業

3 貸付額・貸付期間

- (1) 貸付額は、ファミリーサポートセンター事業、ベビーシッター派遣事業その他のこどもの預かり支援に関する事業を利用した料金の半額とし、年額123,000円以内（無利子）とします。
- (2) 貸付期間は、未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間とします。
ただし、2年間を限度とします。

4 貸付けの申込方法

申請は保育所等の単位とします。「こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付申請書（第4号様式）」に次の書類を添付して山口県福祉人材センターへ提出してください。なお、貸付けの申込みに当たっては、千円単位の額を借受け金額として記載してください。

- (1) 保育所等から県社協への送付文書（第5号様式）
- (2) 誓約書（第6号様式）※200円の収入印紙を貼り、消印をお願いします。
※連帯保証人は実印を押印し、印鑑登録証明書1部を添付してください。
（発行から3ヶ月以内）
- (3) 保育士証の写し

(※保育士証は原則現姓名のもの。旧姓での保育士証では受理できません。)

- (4) 未就学児が保育所等に入所していることが確認できる書類
- (5) 保育所等における勤務の時間帯が確認できる書類
- (6) こどもの預かり支援に関する事業の利用の時間帯及び料金が記載された書類
- (7) 住民票の写し(発行から3ヶ月以内)

※世帯全員分の記載のあるもの。ただし、コピーは不可。

5 貸付けの決定・貸付金の振込み

提出された申請書類等を県社協で審査のうえ、貸付けの適否を決定し、結果をお知らせします。貸付決定後、口座振込申出書(第7号様式)を提出してください。口座振込申出書の口座名義人は、申請者本人に限ります。なお、貸付決定額は、原則年4回に分けて振込みます。

6 返還の免除

1 全額免除

○山口県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続きこれらの業務に従事したとき

注①災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由(産休・育休含む)により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなします。

ただし、当該業務従事期間には算入しません。復帰後から残りの従事期間を算入できます。

注②従事する事業所の法人における人事異動等により、借受者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入します。

○業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

2 一部免除

○一部免除は、保育所等に1年以上継続して従事し、全額免除に該当しない場合、その勤務期間に応じて一部免除されることがあります。

7 返還

次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただくことになります。

- (1) 支援資金の貸付けを解除されたとき
- (2) 山口県内の保育所等において業務に従事しなかったとき
- (3) 山口県内の保育所等において業務に従事する意思がなくなったとき
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- (5) こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付の交付決定額より、実績額が低いとき

※償還期間は借受けた期間の2倍の期間とし、月賦による毎月の返還額均等割りに百円以下の端数が生じた場合は、その端数は最終償還に加算されるものとします。

8 募集期間

令和7年(2025年)7月1日(火)から令和7年(2025年)12月19日(金)

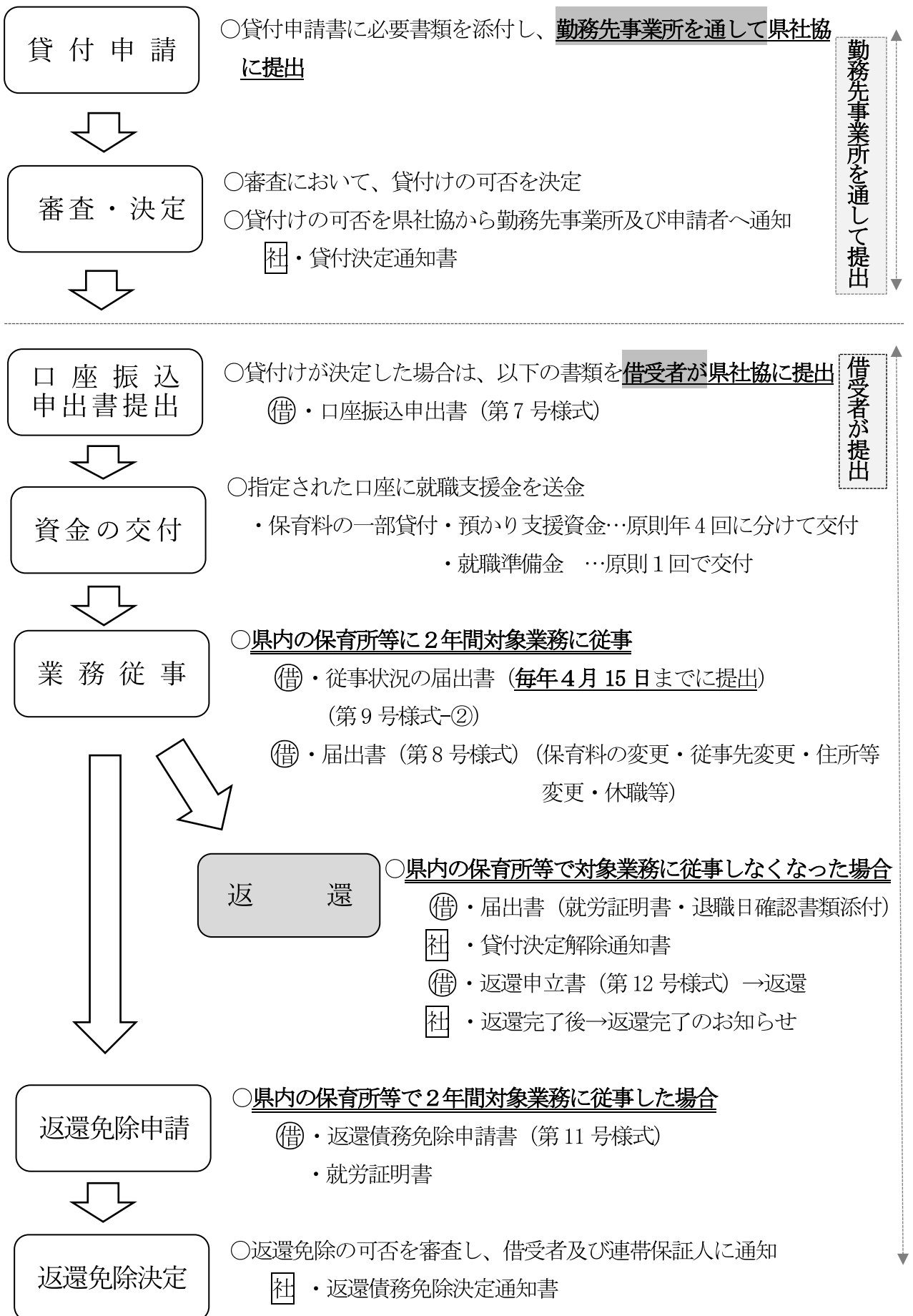
(※必着)まで

(※ただし、貸付枠に達した場合には、締め切ります。)

(※書類不備の場合は受理できません。)

2 申請から返還免除までの流れ

④：借受者 ⑤：県社協



3 貸付後の各種手続き

次の事項が生じた場合は、速やかに県社協に届け出て下さい。

事 項	提出書類	様 式	備 考 (添付書類等)
保育料が変更になったとき	届出書	第 8 号様式	保育料が確認できる書類を添付 (保育料決定通知書の写し等)
従事先を変更したとき	届出書	第 8 号様式	退職先の就労証明書と、再就職 先の就労証明書を添付
退職したとき	届出書	第 8 号様式	退職日が確認できる就労証明書 または退職証明等の写しを添付
休職するとき (産休・育休含む)	届出書	第 8 号様式	予定休職期間 (産休・育休含む) を記入
復職したとき (産休・育休含む)	届出書	第 8 号様式	復職したときに、実際の休職期 間 (産休・育休含む) を記入。従 事できなかった期間を証明した 就労証明書を添付
借受人及び連帯保証人の住所 に変更があったとき	届出書	第 8 号様式	変更前、変更後の住所を記入。 住民票の添付は不要
借受人及び連帯保証人の氏名 に変更があったとき	届出書	第 8 号様式	戸籍抄本を添付
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更 承認申請書	第 10 号様式	変更後の連帯保証人の印鑑登録 証明書 (発行から 3 ヶ月以内) を 添付
就業している間	従事状況届出書	第 9 号 様式-②	1 年に 1 回、毎年 4 月 15 日まで に提出
返還免除要件を満たしたとき	返還債務免除 申請書	第 11 号様式	就労証明書を添付
返還免除要件を満たさず当該 業務を退職したとき	届出書	第 8 号様式	退職日が確認できる就労証明書 または退職証明等の写しを添付
	返還申立書	第 12 号様式	
貸付を辞退するとき	届出書	第 8 号様式	就労証明書を添付
業務上の事由により本人が死 亡、又は疾病等により業務を継 続できなくなったとき	返還債務免除 申請書	第 11 号様式	就労証明書・事由を証明できる 書類を添付。死亡の場合は連帯 保証人が提出

4 社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士就職支援金貸付実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育士の離職防止、保育士資格を有する者であって保育士として勤務していない者（以下「潜在保育士」という。）の就職支援を図るため、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）の雇上げに必要な費用（以下「保育補助者雇上費貸付」という。）、未就学児を持つ保育士のこどもの保育料の一部貸付（以下「保育料の一部貸付」という。）、潜在保育士の就職のための準備に必要な費用（以下「就職準備金貸付」という。）及び未就学児を持つ保育士のこどもの預かり支援に必要な費用（以下「こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付」という。）を貸付けることにより、保育人材の確保を図り、待機児童の解消、保育環境の改善に資することを目的とする。

(貸付事業の実施主体)

第2条 社会福祉法人山口県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、保育補助者雇上費貸付、保育料の一部貸付、就職準備金貸付及びこどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付（以下「支援資金」という。）の貸付けを行うものとする。

(支援資金を借受けられる者)

第3条 支援資金の貸付けの対象は、以下に掲げる者とする。

(1) 保育補助者雇上費貸付

以下のいずれかの要件を満たす施設又は事業者

ア 新たに保育補助者の雇上げを行う以下の施設又は事業（以下「保育所及び幼保連携型認定子ども園等」という。）の事業者

(ア) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定子ども園（地方公共団体が運営するものを除く。）

(イ) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

(ウ) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(エ) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（令和5年6月27日こ成保第70号子ども家庭庁成育局長通知）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業（以下「企業主導型保育事業」という。）を行う者

イ 特に保育士の業務負担軽減に資する取組を行っている上記アの（ア）から（エ）の施設又は事業者であって、山口県が適当と認める者

(2) 保育料の一部貸付

以下のいずれかの要件を満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。

ア 未就学児を持つ保育士であって、以下に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という。）に新たに保育士として勤務する者

(ア) 児童福祉法第7条に規定する保育所

(イ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設

・（ウ）に定める「認定子ども園」への移行を予定している施設

(ウ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定子ども園」

(エ) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの

(オ) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの

(カ) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの

(キ) 児童福祉法第6条の3第23項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの

(ク) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離

島その他の地域において特例保育を実施する施設

(ケ) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設

(コ) 企業主導型保育事業

イ 保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者

(3) 就職準備金貸付

以下の要件のいずれも満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。また、保育士修学資金貸付における就職準備金の加算を受けた者を除く。

ア 以下に掲げる施設もしくは事業を離職した者又は当該施設もしくは事業に勤務経験のない者

(ア) 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

(イ) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

(ウ) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

(エ) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(オ) 学校教育法第1条に規定する幼稚園

イ 保育所等に新たに勤務する者。ただし、指定保育士養成施設在学中に採用が内定し、卒業後速やかに保育所等に勤務する者を除く。

ウ 山口県福祉人材センターに求職登録を行う、もしくは山口県保育士バンクに登録を行う者

(4) こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

以下の要件のいずれも満たす保育所等に雇用されている保育士

ア 未就学児を持ち、保育所等を利用している者

イ 保育所等における勤務の時間帯により、こどもの預かり支援に関する事業を利用する者

(貸付期間、貸付額及び利子等)

第4条 貸付期間（就職準備金貸付を除く。）は以下に掲げる期間とする。

(1) 保育補助者雇上費貸付

保育補助者が保育所及び幼保連携型認定こども園等に勤務する期間。ただし、貸付期間は、当該保育所及び幼保連携型認定こども園等に勤務を開始した日から起算して3年間を限度とする。

(2) 保育料の一部貸付

未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は当該保育所等に勤務を開始した日又は産後休暇もしくは育児休業から復帰した日から起算して1年間を限度とする。

(3) こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

2 貸付額は、予算の範囲内において、無利子で以下のとおり貸し付けるものとする。

(1) 保育補助者雇上費貸付

1 施設又は事業所当たり、年額2,953,000円以内とする。ただし、貸付申請日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設又は事業所において、貸付けにより2人以上の保育補助者を雇上げる場合、年額2,215,000円以内を加算し、貸付額を年額5,168,000円以内とすることができるものとする。なお、貸付けに当たっては、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その雇上げに係る経費が交付される者の雇上げに係る費用を除くこととする。

(2) 保育料の一部貸付

勤務する保育士1人当たり、未就学児全員の保育料の半額とし、月額27,000円を上限とする。

(3) 就職準備金貸付

200,000円以内とする。ただし、別に定める保育士の有効求人倍率が一定以上の地域においては、200,000円を加算し、400,000円以内とすることができるものとする。なお、貸付けに当たっては同一の貸付対象者に対し、1回限りとする。

(4) こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

貸付対象者がファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業その他のこどもの預かり支援に関する事業を利用した料金の半額とし、年額 123,000 円以内とする。

(貸付けの申込方法等)

第5条 支援資金の貸付けを受けようとする者は、それぞれの貸付金ごとの貸付申請書（別記第1号～4号様式）に、関係書類を添えて、県社協会長（以下「会長」という。）に申込みを行うものとする。なお、貸付けの申込みに当たっては、千円単位の額を借受け金額として記載する。

(1) 保育補助者雇上費貸付

保育補助者雇上費貸付申請者（別記第1号様式）に次の書類を添えて申請する。

ア 雇用契約書の写し

イ 貸付申請時において、保育補助者が保育士資格の取得を目指すことが確認できる書類（誓約書）

ウ 保育補助者が子育て支援員研修（「地域保育コース」における「地域型保育」又は「一時預かり事業」の分類に限る。）を受講していることを確認できる書類又は勤務開始後受講する予定であることを確認できる書類（研修の修了証書、誓約書：別記第1号様式別紙①等）

エ 保育補助者を新たに配置することにより、具体的にどのように保育士の業務負担軽減、勤務環境が改善されるかについての計画書

オ 貸付金の使途を明示した書類（別記第1号様式別紙②）

カ 加算を希望する場合には、常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上であることが確認できる書類（別記第1号様式別紙③）

キ 第3条（1）イに該当する場合は、特に保育士の業務負担軽減に資する取組みを行っている保育所等と山口県が認めた書類

(2) 保育料の一部貸付

保育料の一部貸付申請書（別記第2号様式）に次の書類を添えて申請する。ただし、提出は保育所等の単位とし、保育所等は保育士の氏名、担当業務、クラス等を明示した送付文書（別記第5号様式）に申請書を添付して行う。

ア 誓約書（別記第6号様式）（連帯保証人の印鑑登録証明書添付（発行から3ヶ月以内））

イ 保育士証の写し

ウ 保育士として週20時間以上の勤務をすることが確認できる書類（雇用契約書等）

エ 保育所等に新たに勤務することが確認できる書類あるいは産後休暇又は育児休業から復帰することが確認できる書類

オ 子どもが保育所等に入所していることが確認できる書類

カ 住民票（発行から3ヶ月以内）

(3) 就職準備金貸付

就職準備金貸付申請書（別記第3号様式）に次の書類を添えて申請する。ただし、提出は保育所等の単位とし、保育所等は保育士の氏名、担当業務、クラス等を明示した送付文書（別記第5号様式）に申請書を添付して行う。

ア 誓約書（別記第6号様式）（連帯保証人の印鑑登録証明書添付（発行から3ヶ月以内））

イ 保育士登録証の写し

ウ 保育士として週20時間以上の勤務をすることが確認できる書類（雇用契約書等）

エ 保育士登録後の職歴の申し立てに係るもの（別記第3号様式別紙①）

(4) こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付申請書（別記第4号様式）に次の書類を添えて申請する。ただし、提出は保育所等の単位とし、保育所等は保育士の氏名、担当業務、クラス等を明示した送付文書（別記第5号様式）に申請書を添付して行う。

ア 誓約書（別記第6号様式）（連帯保証人の印鑑登録証明書添付（発行から3ヶ月以内））

イ 保育士証の写し

ウ 子どもが保育所等に入所していることが確認できる書類

エ 保育所等における勤務の時間帯が確認できる書類

オ こどもの預かり支援に関する事業の利用の時間帯及び料金が記載された書類

カ 住民票（発行から3ヶ月以内）

(保証人)

第6条 保育料の一部、就職準備金及びこどもの預かり支援事業利用料金の貸付けを受けようとする個人は、提出する誓約書（別記第6号様式）に、選任した連帯保証人の氏名、押印等

を記載しなければならない。なお、支援資金の貸付けを受けようとする個人が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

- 2 連帯保証人は、支援資金の貸付けを受けた個人と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付けの決定等)

第7条 会長は、第5条の規定による支援資金の貸付けの申請があったときは、その内容を審査の上、予算の範囲内において、それぞれの支援資金を貸し付けるかどうかの決定をし、その結果を書面により当該支援資金の貸付けの申請をした者に通知する。(以下、会長が決定、承認等を行った場合も同様とするものとする。)

- 2 貸付けの決定を受けた者は、決定に係る内容に変更があったときは、直ちに届け出て、変更の決定を受けるものとする。

ただし、決定した貸付金額について、増額の変更はできないものとする。

- 3 貸付けの決定を受けた者は、次条に規定する振り込みを受ける前までに、決定の解除を申し出、決定の解除を受けることができる。

(貸付けの方法)

第8条 前条の規定による支援資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、直ちに口座振込申出書(別記第7号様式)を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の口座振込申出書の提出を受け、次の区分により、申出者の口座に振り込むものとする。

- (1) 保育補助者雇上費貸付
貸付決定額を年2回に分けて振り込む。
- (2) 保育料の一部貸付
貸付決定額を年4回に分けて振り込む。
- (3) 就職準備金貸付
貸付決定額を速やかに1回で振り込む。
- (4) こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
貸付決定額を年4回に分けて振り込む。

(貸付けの解除及び貸付けの休止)

第9条 会長は、支援資金の貸付けを現に受けている者(以下「借受者」という。借受けを終了した者も含む、以下同じ。)が次に定める状況等により貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認めるときは、支援資金の貸付けを解除するものとする。

- (1) 保育補助者雇上費貸付

ア 保育補助者が退職し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上げを行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として山口県が認めることが著しく困難であるとき。

イ 保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるときであって、直ちに新たな保育補助者の雇上げを行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として山口県が認めることが著しく困難であるとき。

ウ 保育補助者が死亡し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上げを行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する又はそれに準ずる者として山口県が認めることが著しく困難であるとき。

エ その他保育補助者雇上費貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

- (2) 保育料の一部貸付

ア 退職したとき。

イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

ウ 死亡したとき。

エ その他保育料の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

- (3) 就職準備金貸付

ア 退職したとき。

イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

ウ 死亡したとき。

エ その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

- (4) こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

ア 退職したとき。

- イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるとき。
 - ウ 死亡したとき。
 - エ その他こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 会長は、借受者が支援資金の貸付期間中に貸付けの解除を申し出たときは、その貸付けを解除するものとする。
- 3 会長は、以下に掲げる事由に至った場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで支援資金の振り込みを行わないものとする。ただし、既に貸付けの振り込みを受けているときは、次の振り込みで休止期間の貸付金を清算する。また、当該事由が解消した日の属する月が第4条に定める対象期間を超える場合は、対象期間中のみを対象とする。
- (1) 保育補助者雇上費貸付
保育補助者が疾病、その他の理由により休職したとき。
 - (2) 保育料の一部貸付
借受者が疾病、その他の理由により休職したとき。
 - (3) こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
借受者が疾病、その他の理由により休職したとき。

(届出等)

第10条 支援資金の借受者(借受者が死亡したときは、その相続人又は保証人)は、前条各項及び以下に掲げる事由に該当するに至ったときは、直ちに届出書(別記第8号様式)に当該事実を証する書類を添えて、会長に届け出なければならない。

- (1) 保育補助者雇上費貸付
第9条1項(1)の場合で新たに保育補助者の雇上げを行ったときは、その者の氏名
 - (2) 保育料の一部貸付
第5条(2)の保育料に変更があったときはその額
勤務先を変更した場合の新たな保育所等の名称。ただし、勤務先の変更は勤務の継続性が認められる場合に限る。
 - (3) 就職準備金貸付
勤務先を変更した場合の新たな保育所等の名称。ただし、勤務先の変更は勤務の継続性が認められる場合に限る。
 - (4) こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
勤務先を変更した場合の新たな保育所等の名称。ただし、勤務先の変更は勤務の継続性が認められる場合に限る。
 - (5) 第5条による申請に関わる本人及び連帯保証人の住所、氏名に異動があったときはその内容
- 2 支援資金の借受者は、前項に定めるもののほか、次の定めにより、会長に必要書類を提出しなければならない。ただし、第12条の規定により支援資金の返還の債務の全部を免除された者については、この限りでない。

- (1) 保育補助者雇上費貸付
貸付期間中、毎年4月15日までに雇用が継続していることを証する届出(別記第9号様式①)及び保育補助者が保育士登録を行ったときはその写しを提出しなければならない。なお、借受の最終年度にあって保育士の資格取得ができていないときは、貸付終了後1年以内に保育士資格を取得する旨の申立書(様式任意)を添付すること。
- (2) 保育料の一部貸付
第12条の(2)に規定する期間は、毎年4月15日までに山口県内の保育所等に從事している旨の届出(別記第9号様式②)
- (3) 就職準備金貸付
第12条の(3)に規定する期間は、毎年4月15日までに山口県内の保育所等に從事している旨の届出(別記第9号様式②)
- (4) こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
ア 第12条の(4)に規定する期間は、毎年4月15日までに山口県内の保育所等に從事している旨の届出(別記第9号様式②)
イ 貸付期間が終了した際には、実際に当該事業を利用した時間帯及び料金が確認できる書類

(連帯保証人の変更)

第11条 借受者で対象期間中に連帯保証人を変更しようとする者は、連帯保証人変更承認申請

書（別記第 10 号様式）で会長に申請し、その承認を得なければならない。

（返還の債務の当然免除）

第 12 条 会長は、借受者から第 10 条の届出又は以下の各号に該当するとして提出された保育士就職支援金返還債務免除申請書（別記第 11 号様式）により次の各号の一に該当するに至ったと判断したときは、貸付けた支援資金の返還の債務を免除するものとする。

（1）保育補助者雇上費貸付

ア 山口県内の保育所及び幼保連携型認定こども園等において、保育補助者雇上費の貸付けの対象となる保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得したとき又は当該貸付終了後 1 年の間に保育士資格を取得することが見込まれるとき、その他これに準ずるものとして山口県が認めるとき。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

（2）保育料の一部貸付

ア 保育料の一部の貸付けを受けた者が、山口県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2 年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。

ただし、従事する保育所等の法人における人事異動等により、借受者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入する。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

（3）就職準備金貸付

ア 就職準備金の貸付けを受けた者が、山口県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2 年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。

ただし、従事する保育所等の法人における人事異動等により、借受者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入する。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

（4）こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

ア こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付を受けた者が、山口県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2 年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）これらの業務に従事したとき。

ただし、従事する保育所等の法人における人事異動等により、借受者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入する。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

（返還）

第 13 条 借受者が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。以下「償還期間」という。）内に、会長が定める金額を月賦の均等払方式等により返還しなければならない。

（1）支援資金の貸付けを解除されたとき。

（2）借受者又は保育補助者が支援資金の貸付けを受けた山口県内において前条（1）から（4）に規定する業務に従事しなかったとき。

（3）借受者が山口県内において前条（2）から（4）に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。

（4）保育補助者雇上費の借受者が、山口県内において前条（1）に規定する業務に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき。

（5）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

（6）こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付の交付決定額より、こどもの預かり支援事業利用料金の実績額が低いとき。

- 2 会長は定めた額を通知し、借受者は保育士就職支援金返還申立書（別記第 12 号様式）を提出するものとする。
- 3 第 1 項の償還期間は借受けた期間の 2 倍の期間とし、月賦による毎月の返還額均等割りに百円以下の端数が生じた場合は、その端数は最終償還に加算されるものとする。なお、就職準備金貸付に係る借受けた期間は、借受に係る就職で業務に従事した期間（最長 12 ヶ月）とする。

（返還の債務の履行猶予）

第 14 条 会長は、借受者又は保育補助者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、借受者は（2）に該当する場合は、返還猶予申請書（別記第 13 号様式）を提出するものとする。

- （1）山口県内において第 12 条の（1）から（4）に規定する業務に従事しているとき。
- （2）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

（返還の債務の裁量免除）

第 15 条 会長は、借受者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた支援資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- （1）死亡し、又は障害により貸付けを受けた支援資金等を返還できなくなったとき
返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下と同じ。）の全部又は一部
- （2）長期間所在不明となっている場合等支援資金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき
返還の債務の額の全部又は一部
- （3）山口県内において 1 年以上第 12 条の（1）から（4）までに規定する業務に従事したとき
返還の債務の額の一部

（延滞利子）

第 16 条 会長は、借受者が正当な理由がなくて支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として徴収しないことができる。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、「保育士修学資金の貸付け等について（令和 7 年 3 月 31 日こ成基第 37 号こども家庭庁長官通知）」、「保育士修学資金貸付等制度の運営について」（令和 7 年 3 月 31 日こ成基第 38 号こども家庭庁長官通知）」、山口県との協議により、この要綱の施行について適正に執行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年 10 月 11 日から適用する。
- 3 この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 6 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 7 この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 8 この要綱は、令和 5 年 7 月 3 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 9 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この要綱は、令和 7 年 5 月 23 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

（第 1 号様式～第 13 号様式）

5 様式

(※第1号様式 省略)

第2号様式

※太枠内は記入しないこと。

貸付決定番号

保育料の一部貸付申請書

年 月 日

山口県社会福祉協議会会長 様

〒
住 所
申請者 ふりがな
氏 名
電話番号 自宅：
携帯：

下記のとおり保育料の一部貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 保育料の一部貸付

金 , 0 0 0 円

※⑦月額×月数の合計を千円未満切捨て

内訳) (※期間中の月額が異なる場合は複数行に記入)

(※12ヶ月以内とする。)

※月額は1ヶ月の保育料×1/2

合 計

年 月～ 年 月	月額	円×	ヶ月	
年 月～ 年 月	月額	円×	ヶ月	
年 月～ 年 月	月額	円×	ヶ月	
全期間の合計 ⑦				

2 貸付期間

年 月 から 年 月 まで

3 申請者等に関する事項

保育士登録年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
未就学児が入所する保育所等の名称	区分 下記①～⑪を記入
(1) 新たに勤務する保育所等の名称	区分 下記①～⑪を記入
新たに勤務を開始する年月日	年 月 日から雇用
(2) 産後休暇・育児休業から復帰する 保育所等の名称	区分 下記①～⑪を記入
産休・育休から復帰する年月日	年 月 日から職場復帰
保育所等の区分 ①保育所 ②認定こども園 ③幼稚園 (条件：教育時間の終了後等に行う預かり保育を常時している施設) ④幼稚園 (条件：認定こども園への移行予定施設) ⑤児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業 (家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業) であって、同法第34条の15第1項により市町が行うもの及び同条第2項の認可を受けたもの ⑥病児保育事業 (条件：児童福祉法第34条の18第1項の届出を行ったもの) ⑦一時預かり事業 (条件：児童福祉法第34条12第1項の届出を行ったもの) ⑧乳児等通園支援事業 (条件：児童福祉法第34条の15第1項により市町が行うもの及び同条第2項の認可を受けたもの) ⑨特例保育を実施する施設 (条件：子ども・子育て支援法第30条第1項第4号による離島その他の地域において特例保育を実施する施設) ⑩認可外保育施設 (条件：地方公共団体における単独保育施策 (保育室・家庭的保育事業に類するもの) において保育を行っている施設) ⑪企業主導型保育事業	

(裏面に続く)

4 添付書類

- ① 施設等から県社協への送付文書（第5号様式）
- ② 誓約書（第6号様式） ※200円の収入印紙を貼り、消印をお願いします。（連帯保証人の印鑑登録証明書を添付（申請日より3ヶ月以内発行）
- ③ 保育士証の写し
- ④ 保育士として週20時間以上の勤務することが確認できる書類（雇用契約書等）
- ⑤ 産後休暇又は育児休業から復帰することが確認できる書類（雇用契約書等）
- ⑥ 未就学児が保育所等に入所していることが確認できる書類（保育料が分かるものを添付）
- ⑦ 住民票（世帯全員記載で申請日より3ヶ月以内発行、マイナンバーの記載のないもの）
- ⑧ 貸付金を保育料に充当する旨の誓約書（下記誓約書）

誓 約 書

私は、保育士就職支援貸付金を受けるにあたり、社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士就職支援金貸付実施要綱を遵守し、この貸付金を保育料に充当することを誓約します。

氏名 _____

第2号様式

※太枠内は記入しないこと。

貸付決定番号

保育料の一部貸付申請書

2025年7月1日

山口県社会福祉協議会会長 様

〒753-****

アパート名・マンション名・部屋番号
まで略さず記入してください

住所 山口市〇〇町〇丁目〇-〇

フリガナ やまぐち はなこ

氏名 山口 花子

電話番号 自宅： 083-****-****

携帯： 090-*****-****

下記のとおり保育料の一部貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申
記⑦月額×月数の合計を
千円未満切捨てる

1 保育料の一部貸付

金 1 6 6 , 0 0 0 円

※⑦月額×月数の合計を千円未満切捨て

内訳) (※期間中の月額が異なる場合は複数行に記入) (※12ヶ月以内とする。)

	※月額は1ヶ月の保育料×1/2	合 計
2025年4月～2025年8月	月額5,050円×5ヶ月	25,250
2025年9月～2026年3月	月額20,150円×7ヶ月	141,050
年 月～ 年 月	月額 円× ヶ月	
	全期間の合計 ⑦	166,300

2 貸付期間 2025年4月から2026年3月まで

月額×月数は
千円未満切捨てなくて良い

3 申請者等に関 勤務開始月～12ヶ月以内

保育士登録年月日	昭和・平成・令和	〇〇年〇〇月〇〇日
未就学児が入所する保育所等の名称	〇〇保育園	区分 下記①～⑪を記入
(1) 新たに勤務する保育所等の名称	〇〇保育園	区分 下記①～⑪を記入
新たに勤務を開始する年月日	2025年4月1日	
(2) 産後休暇・育児休業から復帰する 保育所等の名称		区分 下記①～⑪を記入
産休・育休から復帰する年月日	年 月 日から職場復帰	
保育所等の区分	①保育所 ②認定こども園 ③幼稚園(条件:教育時間の終了後等に行う預かり保育を) ④幼稚園(条件:認定こども園への移行予定施設) ⑤児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定す 内保育事業)であって、同法第34条の15第1項により市町が行うもの及び同条第2項の認可を受けたもの ⑥病児保育事業(条件:児童福祉法第34条の18第1項の届出を行ったもの) ⑦一時預かり事業(条件:児童福祉法第34条第12第1項の届出を行ったもの) ⑧乳児等通園支援事業(条件:児童福祉法第34条の15第1項により市町が行うもの及び同条第2項の認可を受けたもの) ⑨特例保育を実施する施設(条件:子ども・子育て支援法第30条第1項第4号による離島その他の地域において特例保 育を実施する施設) ⑩認可外保育施設(条件:地方公共団体における単独保育施策(保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を 行っている施設 ⑪企業主導型保育事業	

いずれか該当する欄に記入

保育所等の区分①～⑪を記入

(裏面に続く)

年 月 日

山口県社会福祉協議会会長 殿

〒
住所
未就学児の通所する 事業所名称
保育所等の名称等 代表者
電話



年 月 から 年 月 までの本園への納付（予定）保育料を下記の通り
証明致します。

記

1. 未就学児の氏名 _____
2. 納付（予定）保育料

	未就学児の氏名	様	未就学児の氏名	様
年 月		円		円
年 月		円		円
年 月		円		円
年 月		円		円
年 月		円		円
年 月		円		円
年 月		円		円
年 月		円		円
年 月		円		円
年 月		円		円
年 月		円		円

以 上

貸付決定番号	
--------	--

就職準備金貸付申請書

年 月 日

山口県社会福祉協議会会長 様

〒
住 所
申請者 ふりがな
氏 名
電話番号 自宅：
携帯：

下記のとおり就職準備金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 就職準備金

金					,	0	0	0	円
---	--	--	--	--	---	---	---	---	---

 (※400,000 円以内、1 回限り)
※千円未満切捨て

2 申請者等に関する事項

保育士登録年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
勤務する保育所等の名称	
(1) 新たに勤務する保育所等の名称 上記の新たに勤務する保育所等の区分 (□に✓を記入してください。) ☐ 保育所 ☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園 (条件：教育時間の終了後等に行う預かり保育を常時している施設) ☐ 幼稚園 (条件：認定こども園への移行予定施設) ☐ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業 (家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業) であって、同法第34条の15第1項により市町が行うもの及び同条第2項の認可を受けたもの ☐ 病児保育事業 (条件：児童福祉法第34条の18第1項の届出を行ったもの) ☐ 一時預かり事業 (条件：児童福祉法第34条12第1項の届出を行ったもの) ☐ 乳児等通園支援事業 (条件：児童福祉法第34条の15第1項により市町が行うもの及び同条第2項の認可を受けたもの) ☐ 特例保育を実施する施設 (条件：子ども・子育て支援法第30条第1項第4号による離島その他の地域において特例保育を実施する施設) ☐ 認可外保育施設 (条件：地方公共団体における単独保育施策 (保育室・家庭的保育事業に類するもの) において保育を行っている施設) ☐ 企業主導型保育事業	
(2) 職歴 (◇のいずれかに✓し、下記の◇に✓したときは□のいずれかに✓をしてください。) ◇以下に掲げる施設又は事業を離職している。 ☐ 保育所、幼保連携型認定こども園 ☐ 家庭的保育事業 ☐ 小規模保育事業 ☐ 事業所内保育事業 ☐ 幼稚園 ◇上記に掲げる施設又は事業に勤務経験がなく、保育所等にはこの度新たに勤務をする。	

(裏面に続く)

(3) 当該貸付けについては、山口県福祉人材センター、もしくは山口県保育士バンクへの登録が必要となります。(当てはまる◇に✓し、下記の◇に✓したときは□のいずれかに✓をしてください。) ◇山口県福祉人材センターへの求職登録済み ☐ パソコンから入力 (求職番号: _____) ☐ 求職票提出済み (_____ 年 _____ 月提出) ◇山口県保育士バンクへ登録済み		
(4) 就職準備金の使途 (※該当するものすべての金額を下記表に記入してください。)		
区 分	支出 (予定) 額	内 訳
保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用	円	
転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料	円	
申請者が保育所等で使用する被服費	円	
保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用 (※講習会参加経費・参考図書の購入費等)	円	
保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費 (※通勤用自家用車の冬用タイヤ等)	円	
申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用 (※子どもの被服・保育用具・チャイルドシート等)	円	
子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用	円	
計	円	

3 添付書類

- ①施設等から県社協への送付文書 (第5号様式)
- ②誓約書 (第6号様式) ※200 円の収入印紙を貼り、消印をお願いします (連帯保証人の印鑑登録証明書を添付 (申請日より3ヶ月以内発行))
- ③保育士証の写し
- ④保育士として週20時間以上勤務することが確認できる書類 (雇用契約書等)
- ⑤職歴がわかる書類 (第3号様式別紙①)
- ⑥貸付金を就職準備金に充当する旨の誓約書 (下記誓約書)

誓 約 書 私は、保育士就職支援貸付金を受けるにあたり、社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士就職支援金貸付実施要綱を遵守し、この貸付金を保育所等への就職に当たって必要な使途による就職準備金に充当することを誓約します。 氏名 _____
--

第3号様式

※太枠内は記入しないこと。

貸付決定番号

就職準備金貸付申請書

2025年7月1日

山口県社会福祉協議会会長 様

〒753-****

アパート名・マンション名・部屋番号まで略さず記入してください

住所 山口市〇〇町〇丁目〇-〇

ふりがな やまぐち はなこ

氏名 山口 花子

電話番号 自宅： 083-****-****

携帯： 090-*****-****

下記のとおり就職準備金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

※千円未満切捨て

記

1 就職準備金 金 4 0 0 , 0 0 0 円 (※400,000円以内、1回限り)
※千円未満切捨て

2 申請者等に関する事項

保育士登録年月日

昭和・平成・令和〇〇年〇〇月〇〇日

勤務する保育所等の名称

〇〇保育園

該当する区分の□に✓を記入

(1) 新たに勤務する保育所等の名称

上記の新たに勤務する保育所等の区分(□に✓を記入してください。)

☐ 保育所 ☐ 認定こども園☐ 幼稚園(条件:教育時間の終了後等に行う預かり保育を常時している施設)☐ 幼稚園(条件:認定こども園への移行予定施設)☐ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業(家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業)であって、同法第34条の15第1項により市町が行うもの及び同条第2項の認可を受けたもの☐ 病児保育事業(条件:児童福祉法第34条の18第1項の届出を行ったもの)☐ 一時預かり事業(条件:児童福祉法第34条12第1項の届出を行ったもの)☐ 乳児等通園支援事業(条件:児童福祉法第34条の15第1項により市町が行うもの及び同条第2項の認可を受けたもの)☐ 特例保育を実施する施設(条件:子ども・子育て支援法第30条第1項第4号による離島その他の地域において特例保育を実施する施設)☐ 認可外保育施設(条件:地方公共団体における単独保育施策(保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設)☐ 企業主導型保育事業

該当する区分の◇□に✓を記入

(2) 職歴(◇のいずれかに✓し、下記の◇に✓したときは□のいずれかに✓をしてください。)

◇以下に掲げる施設又は事業を離職している。

☐ 保育所、幼保連携型認定こども園☐ 家庭的保育事業 ☐ 小規模保育事業 ☐ 事業所内保育事業 ☐ 幼稚園

◇上記に掲げる施設又は事業に勤務経験がなく、保育所等にはこの度新たに勤務をする。

(裏面に続く)

(3) 当該貸付けについては、山口県福祉人材センター、もしくは山口県保育士バンクへの登録が必要となります。(当てはまる◇に✓し、下記の◇に✓したときは□のいずれかに✓をしてください。)

◇山口県福祉人材センターへの求職登録済み

□パソコンから入力(求職番号:

□求職票提出済み(年 月提出)

◇山口県保育士バンクへ登録済み

該当する区分の◇□に✓を記入
※就業中であっても登録をお願いします。

(4) 就職準備金の使途(※該当するものすべての金額を下記表に記入してください。)

区 分	支出(予定)額	内 訳
保育所等への就職によって転居が伴う場合における 転居費用	50,000 円	就職のため勤務先近くへの転居に 伴う引越代等
転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料	100,000 円	就職のための転居に伴う礼金・敷 金・仲介手数料等
申請者が保育所等で使用する被服費	50,000 円	エプロン・ジャージ・靴・トレーナー等
保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた 際の研修費用(※講習会参加経費・参考図書の購入費等)	50,000 円	講習会参加費・保育関係図書購入等
保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費 (※通勤用自家用車の冬用タイヤ等)	100,000 円	通勤用自転車・通勤用バイク・通勤 用自家用車の冬用タイヤ等
申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる 費用(※子どもの被服・保育用具・チャイルドシート等)	50,000 円	布団・通園服・チャイルドシート・ベビーカー等
子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用	円	
計	400,000 円	

3 添付書類

①施設等から県社協への送付文書(第5号様式)

②誓約書(第6号様式)※200円の収入印紙を貼り、消印をお願いします(連帯保証人の印鑑登録
証明書を添付(申請日より3ヶ月以内発行))

③保育士登録証の写し

④保育士として週20時間以上勤務することが確認できる書類(雇用契約書等)

⑤職歴がわかる書類(第3号様式別紙①)

⑥貸付金を就職準備金に充当する旨の誓約書(下記誓約書)

誓 約 書

私は、保育士就職支援貸付金を受けるにあたり、社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育
士就職支援金貸付実施要綱を遵守し、この貸付金を保育所等への就職に当たって必要な使途
による就職準備金に充当することを誓約します。

氏名 ○○ ○○

職 務 経 歴 書

(年 月 日現在)

氏名

入職日	退職日	勤務先名	保育所等の区分
年 月 日	年 月 日		☐ 保育所・幼保連携型認定こども園 ☐ 家庭的保育事業 ☐ 小規模保育事業 ☐ 事業所内保育事業 ☐ 幼稚園 ☐ 上記以外
年 月 日	年 月 日		☐ 保育所・幼保連携型認定こども園 ☐ 家庭的保育事業 ☐ 小規模保育事業 ☐ 事業所内保育事業 ☐ 幼稚園 ☐ 上記以外
年 月 日	年 月 日		☐ 保育所・幼保連携型認定こども園 ☐ 家庭的保育事業 ☐ 小規模保育事業 ☐ 事業所内保育事業 ☐ 幼稚園 ☐ 上記以外
年 月 日	年 月 日		☐ 保育所・幼保連携型認定こども園 ☐ 家庭的保育事業 ☐ 小規模保育事業 ☐ 事業所内保育事業 ☐ 幼稚園 ☐ 上記以外
年 月 日	年 月 日		☐ 保育所・幼保連携型認定こども園 ☐ 家庭的保育事業 ☐ 小規模保育事業 ☐ 事業所内保育事業 ☐ 幼稚園 ☐ 上記以外

貸付決定番号	
--------	--

こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付申請書

年 月 日

山口県社会福祉協議会会長 様

〒
住 所
申請者 ふりがな
氏 名
電話番号 自宅：
携帯：

下記のとおりこどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

金					,	0	0	0	円
---	--	--	--	--	---	---	---	---	---

※千円未満切捨て

内訳（利用料単価 円 × 時間 × 月（※24ヶ月以内とする。））

2 貸付期間 年 月 から 年 月 まで

3 申請者等に関する事項

保育士登録年月日	昭和・平成・令和	年	月	日
未就学児が入所する保育所等の名称		区分	下記①～⑪を記入	
利用するこどもの預かり支援事業名 （複数ある場合には複数記入）				
（1）勤務している保育所等の名称		区分	下記①～⑪を記入	
保育所等の区分 ① 保育所 ② 認定こども園 ③ 幼稚園（条件：教育時間の終了後等に行う預かり保育を常時している施設） ④ 幼稚園（条件：認定こども園への移行予定施設） ⑤ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業）であって、同法第34条の15第1項により市町が行うもの及び同条第2項の認可を受けたもの ⑥ 病児保育事業（条件：児童福祉法第34条の18第1項の届出を行ったもの） ⑦ 一時預かり事業（条件：児童福祉法第34条12第1項の届出を行ったもの） ⑧ 乳児等通園支援事業（条件：児童福祉法第34条の15第1項により市町が行うもの及び同条第2項の認可を受けたもの） ⑨ 特例保育を実施する施設（条件：子ども・子育て支援法第30条第1項第4号による離島その他の地域において特例保育を実施する施設） ⑩ 認可外保育施設（条件：地方公共団体における単独保育施策（保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設） ⑪ 企業主導型保育事業				

（裏面に続く）

第4号様式－裏面

4. こどもの預かり支援事業に関する利用計画表（1月当たり）

利用するこどもの 預かり支援事業名	利用時間	月の利用回数	利用料金
	合計 時間	合計 回	合計 円

※利用するこどもの預かり支援事業について、利用料金が明示された資料を添付すること。

5 添付書類

- ① 施設等から県社協への送付文書（第5号様式）
- ② 誓約書（第6号様式）※200円の収入印紙を貼り、消印をお願いします（連帯保証人の印鑑登録証明書を添付（申請日より3ヶ月以内発行））
- ③ 保育士証の写し
- ④ 未就学児が保育所等に入所していることが確認できる書類
- ⑤ 保育所等における勤務の時間帯が確認できる書類（雇用契約書等）
- ⑥ こどもの預かりに関する事業の利用時間帯及び料金が記載された書類
- ⑦ 住民票（世帯全員記載で申請日より3ヶ月以内発行、マイナンバーの記載のないもの）
- ⑧ 貸付金を保育料に充当する旨の誓約書（下記誓約書）

誓 約 書

私は、保育士就職支援貸付金を受けるにあたり、社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士就職支援金貸付実施要綱を遵守し、この貸付金をこどもの預かり支援事業利用料金に充当することを誓約します。

氏名 _____

第4号様式

※太枠内は記入しないこと。

貸付決定番号

こどもの預り支援事業利用料金の一部貸付申請書

2025年7月1日

山口県社会福祉協議会会長 様

〒753-****

アパート名・マンション名・部屋番号
まで略さず記入してください

住所 山口市〇〇町〇丁目〇-〇

者 ふりがな やまぐち はなこ

氏 名 山口 花子

電話番号 自宅: 083-***-***

携帯: 090-***-***

下記のとおりこどもの預り支援事業利用料金の一部貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

※千円未満切捨て

※年額 123,000 円以内
※24ヶ月以内

※利用した1時間当たりの利用料単価の半額

1 こどもの預り支援事業利用料金の一部貸付

金 2 4 6 , 0 0 0 円

※千円未満切捨て

内訳 (利用料単価 1.025円 × 10時間 × 24月 (※24ヶ月以内とする。))

2 貸付期間 2025年4月 から 2027年3月 まで

※24ヶ月以内

3 申請者等に関する事項

保育士登録年月日	昭和・平成 令和 〇〇年〇〇月〇〇日		
未就学児が入所する保育所等の名称	〇〇保育園	区分	1
利用するこどもの預かり支援事業名 (複数ある場合には複数記入)	〇〇市ファミリーサポートセンター		
(1) 勤務している保育所等の名称	〇〇保育園		1
保育所等の区分	① 保育所 ② 認定こども園 ③ 幼稚園(条件:教育時間の終了後等に行う預かり保育を常時している施設) ④ 幼稚園(条件:認定こども園への移行予定施設) ⑤ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業(家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業)であって、同法第34条の15第1項により市町が行うもの及び同条第2項の認可を受けたもの ⑥ 病児保育事業(条件:児童福祉法第34条の18第1項の届出を行ったもの) ⑦ 一時預かり事業(条件:児童福祉法第34条第12第1項の届出を行ったもの) ⑧ 乳児等通園支援事業(条件:児童福祉法第34条の15第1項により市町が行うもの及び同条第2項の認可を受けたもの) ⑨ 特例保育を実施する施設(条件:子ども・子育て支援法第30条第1項第4号による離島その他の地域において特例保育を実施する施設) ⑩ 認可外保育施設(条件:地方公共団体における単独保育施策(保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設) ⑪ 企業主導型保育事業		

保育所等の区分①～⑪を記入

(裏面に続く)

4. こどもの預かり支援事業に関する利用計画表（1月当たり）

利用するこどもの 預かり支援事業名	利用時間	月の利用回数	利用料金
〇〇市ファミリーサポ ートセンター	1回当たり2時間× 月5回利用＝10時間	5回	1,025円(時間単価2,050円×1/2) ×1回当たり2時間×月5回利用＝ 10,250円(1月当たり)
	合計 10 時間	合計 5 回	合計 10,250 円

※利用するこどもの預かり支援事業について、利用料金が明示された資料を添付すること。

5 添付書類

- ① 施設等から県社協への送付文書（第5号様式）
- ② 誓約書（第6号様式）※200円の収入印紙を貼り、消印をお願いします（連帯保証人の印鑑登録証明書を添付（申請日より3ヶ月以内発行））
- ③ 保育士登録証の写し
- ④ 未就学児が保育所等に入所していることが確認できる書類
- ⑤ 保育所等における勤務の時間帯が確認できる書類（雇用契約書等）
- ⑥ こどもの預かりに関する事業の利用時間帯及び料金が記載された書類
- ⑦ 住民票（世帯全員記載で申請日より3ヶ月以内発行、マイナンバーの記載のないもの）
- ⑧ 貸付金を保育料に充当する旨の誓約書（下記誓約書）

誓 約 書

私は、保育士就職支援貸付金を受けるにあたり、社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士就職支援金貸付実施要綱を遵守し、この貸付金をこどもの預かり支援事業利用料金に充当することを誓約します。

氏名 〇〇 〇〇

年 月 日

山口県社会福祉協議会会長 様

〒
住所
提出者 保育所等
の名称

代表者



担当者氏名

電話

下記の者から、下記貸付の申請書の提示を受けたので、申請する者の勤務に関する状況を次のとおり証明します。

1 申請する貸付

- ☐ 保育料の一部貸付
☐ 就職準備金貸付
☐ こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

2 下記保育士が保育士として担当するクラス、業務内容

就 労 者 ^{ふり} 氏 ^{がな} 名	
就労先の 保育所等の名称 及び所在地	名 称 所在地
従事する（している） 職 種	☐ 保育士 ☐ 保育教諭（ ☐ 保育園クラスのみ担当 ☐ 保育園クラス（在園児 名） ・幼稚園クラス（在園児 名） 共に担当） ※認定こども園において保育園クラス・幼稚園クラス共に 担当する場合は在籍園児数を明記してください。
雇 用 形 態	☐ 正規職員 ☐ 臨時及びパートタイム ☐ その他（ ）
勤 務 時 間	☐ 週20時間以上 ☐ その他（ ）
雇用開始年月日	年 月 日 から
*該当者のみ 従事期間中で 就労しなかった期間	出産休暇 年 月 日～ 年 月 日 育児休暇 年 月 日～ 年 月 日
産休・育休から復帰 する年月日	年 月 日 から

誓 約 書

山口県社会福祉協議会会長 様

この度、保育士就職支援金貸付実施要綱に基づく貸付金の貸付けを受けるに当たって、同実施要綱の各条項を承知の上、これを遵守することを誓約します。

また、貸付金を返還する場合には返還期限までに返還します。

年 月 日

貸付金借受者 氏
住所

ふりがな
氏名

印

電話番号 自宅：

携帯：

上記の者に係る貸付金の借入れについて、貸付金借受者と連帯して債務を負担することを誓約します。

年 月 日

連帯保証人 氏
住所

ふりがな
氏名

印

借受者との関係（ ）

電話番号 自宅：

携帯：

添付書類

連帯保証人の印鑑登録証明書

保育士就職貸付金口座振込申出書

年 月 日

山口県社会福祉協議会会長 様

〒
住所
ふりがな
氏名
電話
携帯

保育士就職支援金の支払いについては、下記金融機関の口座に振り込んでください。

記

金 融 機 関	銀行 信用金庫 組合 (支店・支所)							
預金の種類及び 口 座 番 号	1 普通預金 2 当座預金 3 別段預金 No. <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							
(フリガナ) 口 座 名 義 人	()							

*支店と支所、預金種類は該当するものを○で囲んでください。
*口座名義人は、申出者と同一のこと。

届 出 書

年 月 日

山口県社会福祉協議会会長 様

〒
住所

ふりがな
氏名

電話番号 自宅：
携帯：

貸付決定番号	第	号
--------	---	---

保育士就職支援金貸付実施要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり届出をします。
記

貸付金の区分 (□に✓を入れてください)		☐ 保育補助者雇上費貸付 ☐ 保育料の一部貸付 ☐ 就職準備金貸付 ☐ こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付	
届出の内容又は理由 (□に✓を入れてください)	保育料利用料の変更	☐ 保育料の一部貸付において、保育料の変更があった 円／1月あたり (年 月から変更) ☐ こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付において、利用料の変更があった 円／1月あたり (年 月から変更)	
	氏名・住所変更	☐ (☐ 借受人 ・ ☐ 連帯保証人) の (☐ 氏 名 ・ ☐ 住 所) に変更があった ※氏名変更の場合、戸籍抄本を添付すること ※アパート等に居住の場合、名称・部屋番号まで明記すること 旧氏名： 新氏名： 旧住所：〒 新住所：〒	
	退職・復職の届出 従事先の変更・	☐ 退職した (保育所等名： 退職年月日： 年 月 日) ☐ 引き続き返還免除対象業務等に従事予定 ☐ 返還免除対象業務等に従事しないため返還 ☐ 再就職した (保育所等名： 雇用開始日： 年 月 日) ☐ 休職した ☐ 復職した (休職理由： ☐ 出産・育児休暇 ☐ 療養 ☐ その他 ()) (休職期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 ☐ 予定 ・ ☐ 確定) (復職年月日： 年 月 日)	
	その他	☐ 県内の区域において返還免除対象業務等に従事しなくなった ☐ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなった ☐ 返還の債務の猶予を受けていたが、猶予の事由に該当しなくなった ☐ 借受者死亡	
備 考			

※事実を証する書類等を添付

保育所等の従事状況の届出書

年 月 日

山口県社会福祉協議会会長 様

〒

住所

申請者 雇用する法人
等の名称
代表者

担当者氏名

電話

貸付決定番号	第	号
--------	---	---

保育士就職支援金貸付実施要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり届出をします。

記

(保育補助者雇上費の借受者記入)

年4月1日現在、保育補助者を継続雇用 ☐している ☐していない	
継続雇用している保育補助者氏名	
従事開始日	年 月 日
保育士登録の状況 ☐既に保育補助者は保育士試験に合格し、保育士登録をした。 登録日： 年 月 日 ☐未登録 保育士登録の時期 年 月 日（見込み） （貸付期間終了後1年以内に取得見込の場合はその旨の申立書（任意様式）	

注：□に✓を記入してください。

注：毎年、4月15日（必着）までに定例報告として提出してください。

保育所等の従事状況の届出書

年 月 日

山口県社会福祉協議会会長 様

〒
住所借受人 ふりがな 氏名

電話番号 自宅：

携帯：

貸付決定番号	第	号
--------	---	---

保育士就職支援金貸付実施要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり届出をします。

記

(保育料の一部貸付借受者状況)

勤務保育所等	所在 名称	
		印
従事開始日		年 月 日
従事状況		1. 従事状況 ☐ 年4月1日現在業務従事中 ☐ 年 月 日から休職中
		2. 勤務保育所等の状況 ☐ 貸付申請時と同じ ☐ 変更

(就職準備金貸付の借受者状況)

勤務保育所等	所在 名称	
		印
従事開始日		年 月 日
従事状況		1. 従事状況 ☐ 年4月1日現在業務従事中 ☐ 年 月 日から休職中
		2. 勤務保育所等の状況 ☐ 貸付申請時と同じ ☐ 変更

(こどもの預かり支援貸付借受者状況)

勤務保育所等	所在 名称	
		印
従事開始日		年 月 日
従事状況		1. 従事状況 ☐ 年4月1日現在業務従事中 ☐ 年 月 日から休職中
		2. 勤務保育所等の状況 ☐ 貸付申請時と同じ ☐ 変更

注：□に✓を記入してください。

注：毎年、4月15日（必着）までに定例報告として提出してください。

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

山口県社会福祉協議会会長 様

借受者 〳
住所

ふりがな 氏名 (印)

電話番号 自宅 :
携帯 :

変更前の 〳
住所

連帯保証人 〳
ふりがな 氏名 (印)

借受者との関係 ()
電話番号 自宅 :
携帯 :

下記のとおり連帯保証人を変更したいので、保育士就職支援金貸付実施要綱第11条の規定により申請します。

記

貸付決定番号	第 号
変更の理由	

変更後の 連帯保証人	住 所	〳 電話番号(自宅) (携帯)		
	ふりがな 氏 名		借 受 者 との関係	
	生年月日	年 月 日	職 業	



誓 約 書

上記の借受者に係る保育士就職支援金貸付実施要綱に基づく貸付金の借入れについて、借受者と連帯して債務を負担することを誓約します。

年 月 日

連帯保証人 〳
住所

ふりがな 氏名 (印)

電話番号 自宅 :
携帯 :

添付書類：変更後の連帯保証人の印鑑登録証明書

保育士就職支援金返還債務免除申請書

年 月 日

山口県社会福祉協議会会長 様

〒
住所

申請者

ふりがな
氏名

電話番号 自宅：

携帯：

下記のとおり保育士就職支援金の（全部・一部）の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

貸付決定番号	第 号		
貸付金の区分 (□に✓を入れてください)	☐ 保育補助者雇上費貸付（貸付期間 年 月から 年 月まで） ☐ 保育料の一部貸付（貸付期間 年 月から 年 月まで） ☐ 就職準備金（借入金受入日 年 月 日） ☐ こどもの預かり支援貸付（貸付期間 年 月から 年 月まで）		
貸付総額	金 円	免除申請額	金 円
在職期間	勤務先名称	勤務期間	
		年 月 日～ 年 月 日 まで・現在	
		年 月 日～ 年 月 日 まで・現在	
申請事由 (□に✓を入れてください)	☐ 保育補助者雇上費貸付の場合、保育補助者が対象期間中に保育士資格を取得した。 ☐ 保育補助者雇上費貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれる、その他これに準ずるものとして山口県が認めた。 ☐ 返還免除対象業務等に2年間従事 ☐ 業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障 ☐ 死亡、又は障害により返還不能 ☐ 【一部免除】県内の保育所等において1年以上、返還免除対象業務等に従事		
上記事由を証する理由等			

注：免除に係る事由が発生した時は、必ず提出すること。

保育士就職支援金返還申立書

年 月 日

山口県社会福祉協議会会長 様

〒

住所

貸付金の借受者 ふりがな 氏名

㊞

電話番号 自宅：

携帯：

〒

住所

連帯保証人 ふりがな 氏名

㊞

借受者との関係（ ）

電話番号 自宅：

携帯：

貸付けを受けた保育士就職支援金は、下記のとおり返還します。

記

貸付決定番号	第 号
返還総額	金 円
返還期間	年 月 日から 年 月 日まで (ケ月間)
返還方法	☐ 月賦 ☐ 一括
1回の返還額	円 (ただし、最終 円)

保育士就職支援金返還猶予申請書

年 月 日

山口県社会福祉協議会会長 様

〒
 申請者 住所
ふりがな
 氏名
 電話番号 自宅：
 携帯：

下記のとおり保育士就職支援金の返還猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

貸付決定番号	第 号	貸付期間	年 月から 年 月まで ヶ月
返還猶予の 申請理由	☐ 山口県内において、下記ア又はイの状況にある ア 保育補助者として補助業務に従事している イ 保育所等において児童の保護等に従事している （上記ア、イのどちらかを○で囲む。） ☐ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある		
返還猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで ヶ月間		

添付書類（※事実を証する書類等を添付）

- （1）災害による場合には、罹災証明書や被災証明書等、被災したことを証明する書類
- （2）疾病、負傷の場合には、医師の診断書
- （3）やむを得ない事由がある場合には、それを証明する書類

就 労 証 明 書

就 労 者	ふり がな 氏 名		
	住 所	〒	
保育所等の名称			
保育所等の所在地			
従事する（している） 職 種			
雇 用 形 態		☐ 正規職員 ☐ 臨時及びパートタイム ☐ その他（ ）	
勤 務 時 間		☐ 週20時間以上 ☐ その他（ ）	
雇用開始・終了年月日		(雇用開始) 年 月 日から	(該当に ☒ チェックしてください) ☐ 年 月 日終了 ☐ 証明日現在引き続き従事中
*該当者のみ 従 事 期 間 中 で 就 労 し な か っ た 期 間		年 月 日～ 年 月 日 年 月 日～ 年 月 日 ☐ 出産・育児休暇 ☐ その他（ ）	
就労状況は上記のとおり相違ありません。 年 月 日 〒 所在地 法人等の名称 代表者氏名 電話 (記入担当者名： 直通電話：)			

※記入例をご参照の上、すべて保育所等の方が記入してください。

(注) 1 記入内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消し、公印を押印して正しい内容を記入してください。
2 法人内異動がある場合は、保育所等による証明ではなく法人による証明としてください。

県社協受付日:

保育士就職支援金貸付事業申請チェックリスト【保育料一部】

申請者氏名

【記載内容確認チェック】

No.	様 式	内 容	チェック✓	備考
※	実施要綱及び募集要項	社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士就職支援金貸付実施要綱及び令和7年度募集要項を確認しましたか。	☐	
1	申請書(第2号様式)	令和6年12月1日以降に勤務開始ですか。	☐	
2		すべて記入しましたか。	☐	
3		保育料の一部貸付 金額は千円未満は切捨てして記載していますか。 (月額×月数の金額を千円未満切捨て) (※例: 11,100 円×12 ヶ 月=133,200 円→ <u>133,000 円</u> で申請)	☐	
4		月額は保育料の半額(27,000 円以内)となっていますか。 (月額は千円未満切捨て不要です) (※例: 保育料 22,200 円÷2=11,100 円×12 ヶ月)	☐	
5		貸付希望期間は勤務開始日から一年以内となっていますか。	☐	
6		裏面の「誓約書」に記入しましたか。	☐	
7	誓約書(様式第6号様式)	借受者欄に記入・押印しましたか。	☐	
8		連帯保証人欄に記入しましたか。	☐	
9		連帯保証人欄に「実印」で押印しましたか。(印鑑登録証明書の印鑑)	☐	
10		収入印紙(200 円)を貼りましたか。	☐	
11		収入印紙に消印を押しましたか。	☐	

【提出書類チェック】

No.	書 類 名	チェック✓	備考
①	施設等から県社協への送付文書(第5号様式)	☐	
②	誓約書(第6号様式)※200 円の収入印紙を貼り、消印をお願いします	☐	
③	保育士証の写し	☐	
④	保育士として週 20 時間以上の勤務することが確認できる書類(雇用契約書等)	☐	
⑤	産後休暇又は育児休業から復帰することが確認できる書類(雇用契約書等)	☐	
⑥	未就学児が保育所に入所していることが確認できる書類(保育料が分るものを添付)	☐	
⑦	住民票の写し(世帯全員記載で申請日より3ヶ月以内発行、マイナンバーの記載のないもの) ※コピー不可	☐	
※	連帯保証人の印鑑登録証明書(申請日より3ヶ月以内発行)	☐	

上記の書類が全て揃ったら、このチェックリストをつけて提出してください。

保育士就職支援金貸付事業申請チェックリスト【準備金】

申請者氏名 _____

【記載内容確認チェック】

No.	様 式	内 容	チェック✓	備考
※	実施要綱及び募集要項	社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士就職支援金貸付実施要綱及び令和7年度募集要項を確認しましたか。	☐	
1	申請書(第3号様式)	令和6年12月1日以降に勤務開始ですか。	☐	
2		保育士修学資金貸付における就職準備金の加算を受けていませんか。	☐	
3		すべて記入しましたか。	☐	
4		就職準備金 金額は千円未満は切捨てて記載していますか。(※例: 合計金額 111,100 円→111,000 円で申請)	☐	
5		支出(予定)額内訳欄に記入しましたか。	☐	
6		裏面の「誓約書」に記入しましたか	☐	
7	誓約書(第6号様式)	借受者欄に記入・押印しましたか。	☐	
8		連帯保証人欄に記入しましたか。	☐	
9		連帯保証人欄に「実印」で押印しましたか。 (印鑑登録証明書の印鑑)	☐	
10		収入印紙(200 円)を貼りましたか。	☐	
11		収入印紙に消印を押しましたか。	☐	

【提出書類チェック】

No.	書 類 名	チェック✓	備考
①	施設等から県社協への送付文書(第5号様式)	☐	
②	誓約書(第6号様式)※200 円の収入印紙を貼り、消印をお願いします	☐	
③	保育士証の写し	☐	
④	保育士として週 20 時間以上の勤務することが確認できる書類 (雇用契約書等)	☐	
⑤	職歴がわかる書類(第3号様式別紙①)	☐	
※	連帯保証人の印鑑登録証明書(申請日より3ヶ月以内発行)	☐	

上記の書類が全て揃ったら、このチェックリストをつけて提出してください。

保育士就職支援金貸付事業申請チェックリスト【預かり支援】

申請者氏名 _____

【記載内容確認チェック】

No.	様 式	内 容	チェック✓	備考
※	実施要綱及び募集要項	社会福祉法人山口県社会福祉協議会保育士就職支援金貸付実施要綱及び令和7年度募集要項を確認しましたか。	☐	
1	申請書(第4号様式)	すべて記入しましたか。	☐	
2		こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付金額は千円未満は切捨てして記載していますか。	☐	
3		貸付希望額(年額)は利用料金の半額(123,000円以内)となっていますか。	☐	
4		貸付希望期間は2年以内となっていますか。	☐	
5		利用計画表に記入しましたか。(第4号様式)	☐	
6		裏面の「誓約書」に記入しましたか	☐	
7	誓約書(第6号様式)	借受者欄に記入・押印しましたか。	☐	
8		連帯保証人欄に記入しましたか。	☐	
9		連帯保証人欄に「実印」で押印しましたか。 (印鑑登録証明書の印鑑)	☐	
10		収入印紙(200円)を貼りましたか。	☐	
11		収入印紙に消印を押しましたか。	☐	

【提出書類チェック】

No.	書 類 名	チェック✓	備考
①	施設等から県社協への送付文書(第5号様式)	☐	
②	誓約書(第6号様式)※200円の収入印紙を貼り、消印をお願いします	☐	
③	保育士証の写し	☐	
④	未就学児が保育所等に入所していることが確認できる書類	☐	
⑤	保育所等における勤務の時間帯が確認できる書類	☐	
⑥	こどもの預かりに関する事業の利用時間帯及び料金が記載された書類	☐	
⑦	住民票の写し(世帯全員記載で申請日より3ヶ月以内発行、マイナンバーの記載のないもの) ※コピー不可	☐	
※	連帯保証人の印鑑登録証明書(申請日より3ヶ月以内発行)	☐	

上記の書類が全て揃ったら、このチェックリストをつけて提出してください。

様式記入例

第6号様式 誓約書

第8号様式 届出書（氏名変更・住所変更）

第8号様式 届出書（退職・再就職同時）

第8号様式 届出書（退職）

第8号様式 届出書（再就職）

第8号様式 届出書（休職）

第8号様式 届出書（復職）

第8号様式 届出書（保育料の変更）

その他 就労証明書

記入例

誓約書

収入印紙

消印

収入印紙（200円）を貼り、消印を押印

山口県社会福祉協議会会長 様

この度、保育士就職支援金貸付実施要綱に基づく貸付金の貸付けを受けるに当たって、同実施要綱の各条項を承知の上、これを遵守することを誓約します。

また、貸付金を返還する場合には返還期限までに返還します。

〇年 〇月 〇日

貸付金借受者 〒〇〇〇-〇〇〇〇

自署

住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

ふりがな やまぐち はなこ
氏名 山口 花子

印

電話番号 自宅：083-***-***

携帯：090-****-****

上記の者に係る貸付金の借入れについて、貸付金借受者と連帯して債務を負担することを誓約します。

〇年 〇月 〇日

連帯保証人 〒〇〇〇-〇〇〇〇

自署

住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

ふりがな やまぐち たろう
氏名 山口 太郎

借受者との関係 （ 父 ）

電話番号 自宅：083-***-***

携帯：090-****-****

実印（印鑑登録証明書と同じ印）

印

添付書類

連帯保証人の印鑑登録証明書（申請日より3ヶ月以内発行）

※①貸付金借受者・連帯保証人の住所・氏名等は、各自「自署」すること。

②連帯保証人は、日本国内に住所を有するものであること。

③貸付金借受者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人（親権者又は後見人）でなければならないものとする。

ただし、保証人として適当である法定代理人がいないときはこの限りでない。

④連帯保証人の「印」は、印鑑登録証明書と同一の印を押印のこと。

記入例（氏名変更・住所変更）

届 出 書

山口県社会福祉協議会会長 様

年 月 日
提出日

記入してください
(住所は現住所を記入)

〒
住所
ふりがな
氏名
電話番号 自宅：
携帯：

貸付決定番号 第 号

保育士 借り受けた貸付金に☑をし、0条第1項の規定により、下記のとおり届出をします。
記

貸付金の区分 (☐に✓を入れてください)	☐ 保育補助者雇上費貸付 ☒ 保育料の一部貸付 ☒ 就職準備金貸付 ☐ こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
届出の内容又は理由 (☐に✓を入れてください)	☐ 保育料の一部貸付において、保育料の変更があった あたり (年 月から変更) ☐ 利用料金の一部貸付において、利用料の変更があった 円/1月あたり (年 月から変更)
	氏名・住所変更 ☒ (☒ 借受人 ・ ☒ 連帯保証人) の (☒ 氏 名 ・ ☒ 住 所) に変更があった ※氏名変更の場合、戸籍謄本を添付すること ※アパート等に居住の場合、名称・部屋番号まで明記すること 旧氏名：○○ ○○ 新氏名：○○ ○○ 旧住所：〒753-**** 新住所：〒753-**** 山口市○○町○丁目○-○ 山口市○○町○丁目○-○
	退職した (保育所等名： 退職年月日： 年 月 日) ☐ 引き続き返還免除対象業務等に従事予定 ☐ 返還免除対象業務等に従事しないため返還 再就職した (保育所等名： 雇用開始日： 年 月 日) ☐ 退職した ☐ 復職した (退職理由：☐ 出産・育児休暇 ☐ 療養 ☐ その他 ()) (退職期間： 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 予定・☐ 確定) (復職年月日： 年 月 日)
	その他 ☐ 県内の区域において返還免除対象業務等に従事しなくなった ☐ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなった ☐ 返還の債務の猶予を受けていたが、猶予の事由に該当しなくなった ☐ 借受者死亡
備 考	氏名変更の場合、戸籍謄本を添付してください 住所変更のみの場合は、書類の添付は必要ありません

※事実を証する書類等を添付

記入例(退職・再就職を同時にしたとき)

届出書

山口県社会福祉協議会会長様

年 月 日
提出日

記入してください
(住所は現住所を記入)

〒
住所
ふりがな
氏名
電話番号 自宅：
携帯：

貸付決定番号 第 号

保育士 借り受けた貸付金に☑をしてください 第1項の規定により、下記のとおり届出をします。
記

貸付金の区分 (☐に✓を入れてください)	☐ 保育補助者雇上費貸付 ☒ 保育料の一部貸付 ☒ 就職準備金貸付 ☐ こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付	
届出の内容又は理由 (☐に✓を入れてください)	保育料の利用 料の変更	☐ 保育料の一部貸付において、保育料の変更があった 円/1月あたり (年 月から変更) ☐ こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付において、利用料の変更があった 円/1月あたり (年 月から変更)
	氏名・住所変更	☐ (☐ 借受人 ・ ☐ 連帯保証人) の (☐ 氏 名 ・ ☐ 住 所) に変更があった ※氏名変更の場合、戸籍抄本を添付すること ※アパート等に居住の場合、名称・部屋番号まで明記すること 旧氏名： 新氏名： 旧住所：〒 新住所：〒
	退職・復職の届出 従事先の変更・	☒ 退職した (保育所等名：〇〇〇保育園 退職年月日：令和〇年 〇月 〇日) ☒ 引き続き返還免除対象業務等に従事予定 ☐ 返還免除対象業務等に従事しないため返還 ☒ 再就職した (保育所等名：〇〇〇保育園 雇用開始日：令和〇年 〇月 〇日) ☐ 休職した ☐ 復職した (休職理由：☐ 出産・育児休暇 ☐ 療養 ☐ その他 ()) (休職期間： 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 予定・☐ 確定) (復職年月日： 年 月 日)
	その他	☐ 県内の区域において返還免除対象業務等に従事しなくなった ☐ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなった ☐ 返還の債務の猶予を受けていたが、猶予の事由に該当しなくなった ☐ 借受者死亡
備 考	退職した勤務先及び新たな勤務先の「就労証明書」(人材センター様式)を添付してください	

※事実を証する書類等を添付

記入例(退職したとき)

届 出 書

山口県社会福祉協議会会長 様

年 月 日
提出日

記入してください
(住所は現住所を記入)

〒
住所
ふりがな
氏名
電話番号 自宅 :
携帯 :

貸付決定番号 第 号

保育士 借りました貸付金に☑をしてください 第1項の規定により、下記のとおり届出をします。
記

貸付金の区分 (☐に✓を入れてください)	☐ 保育補助者雇上費貸付 ☒ 保育料の一部貸付 ☒ 就職準備金貸付 ☐ こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付	
届出の内容又は理由 (☐に✓を入れてください)	保育料の利用料の変更	☐ 保育料の一部貸付において、保育料の変更があった 円/1月あたり (年 月から変更) ☐ こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付において、利用料の変更があった 円/1月あたり (年 月から変更)
	氏名・住所変更	☐ (☐ 借受人 ・ ☐ 連帯保証人) の (☐ 氏 名 ・ ☐ 住 所) に変更があった ※氏名変更の場合、戸籍抄本を添付すること ※アパート等に居住の場合、名称・部屋番号まで明記すること 旧氏名 : 新氏名 : 旧住所 : 〒 新住所 : 〒
	退職・復職の届出	☒ 退職した (保育所等名 : ○○○保育園 退職年月日 : 令和○年 ○月 ○日) ☒ 引き続き返還免除対象業務等に従事予定 ☐ 返還免除対象業務等に従事しないため返還 ☐ 再就職した (保育所等名 : ○○○保育園 退職年月日 : 令和○年 ○月 ○日) ☐ 退職 (退職期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 予定 ・ ☐ 確定) (復職年月日 : 年 月 日)
	その他	☐ 県内の区域において返還免除対象業務等に従事しなくなった ☐ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなった ☐ 返還の債務の猶予を受けていたが、猶予の事由に該当しなくなった ☐ 借受者死亡
備 考	退職した勤務先の「就労証明書」(人材センター様式)を添付してください	

※事実を証する書類等を添付

記入例(再就職したとき)

届出書

山口県社会福祉協議会会長様

年 月 日
提出日

記入してください
(住所は現住所を記入)

〒
住所
ふりがな
氏名
電話番号 自宅：
携帯：

貸付決定番号 第 号

保育士 借り受けた貸付金に☑をしてください 第1項の規定により、下記のとおり届出をします。
記

貸付金の区分 (☐に✓を入れてください)		☐ 保育補助者雇上費貸付 ☒ 保育料の一部貸付 ☒ 就職準備金貸付 ☐ こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
届出の内容又は理由 (☐に✓を入れてください)	保育料の利用 料の変更	☐ 保育料の一部貸付において、保育料の変更があった 円／1月あたり (年 月から変更) ☐ こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付において、利用料の変更があった 円／1月あたり (年 月から変更)
	氏名・住所変更	☐ (☐ 借受人 ・ ☐ 連帯保証人) の (☐ 氏 名 ・ ☐ 住 所) に変更があった ※氏名変更の場合、戸籍抄本を添付すること ※アパート等に居住の場合、名称・部屋番号まで明記すること 旧氏名： 新氏名： 旧住所：〒 新住所：〒
	退職・復職の届出 ・ 従事先の変更	☐ 退職した (保育所等名： 退職年月日： 年 月 日) ☐ 引き続き返還免除対象業務等に従事予定 ☐ 返還免除対象業務等に従事しないため返還 ☒ 再就職した (保育所等名：○○○保育園 雇用開始日：令和○年 ○月 ○日) ☐ 休職した ☐ 復職した (休職理由：☐ 出産・育児休暇 ☐ 療養 ☐ その他 ()) (休職期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 ☐ 予定 ・ ☐ 確定) (復職年月日： 年 月 日)
	その他	☐ 県内の区域において返還免除対象業務等に従事しなくなった ☐ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなった ☐ 返還の債務の猶予を受けていたが、猶予の事由に該当しなくなった ☐ 借受者死亡
備 考		新たな勤務先の「就労証明書」(人材センター様式) を添付してください

※事実を証する書類等を添付

記入例(復職)

届出書

山口県社会福祉協議会会長様

年 月 日
提出日

記入してください
(住所は現住所を記入)

〒
住所
ふりがな
氏名
電話番号 自宅：
携帯：

貸付決定番号 第 号

借り受けた貸付金に☑をしてください

保育士 〇条第1項の規定により、下記のとおり届出をします。
記

貸付金の区分 (□に☑を入れてください)	☐ 保育補助者雇上費貸付 ☒ 保育料の一部貸付 ☒ 就職準備金貸付 ☐ こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付	
届出の内容又は理由 (□に☑を入れてください)	保育料の利用料の変更	☐ 保育料の一部貸付において、保育料の変更があった 円／1月あたり (年 月から変更) ☐ こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付において、利用料の変更があった 円／1月あたり (年 月から変更)
	氏名・住所変更	☐ (☐ 借受人 ・ ☐ 連帯保証人) の (☐ 氏 名 ・ ☐ 住 所) に変更があった ※氏名変更の場合、戸籍抄本を添付すること ※アパート等に居住の場合、名称・部屋番号まで明記すること 旧氏名： 新氏名： 旧住所：〒 新住所：〒
	退職・復職の届出 従事先の変更・	☐ 退職した (保育所等名： 退職年月日： 年 月 日) ☐ 引き続き返還免除対象業務等に従事予定 ☐ 返還免除対象業務等に従事しないため返還 ☐ 再就職した (保育所等名： 雇用開始日： 年 月 日) ☐ 退職した ☒ 復職した (退職理由：☒ 出産・育児休暇 ☐ 療養 ☐ その他 ()) (退職期間：令和〇年 〇月 〇日 ～ 令和〇年 〇月 〇日 ☐ 予定・☒ 確定) (復職年月日：令和〇年 〇月 〇日)
	その他	☐ 県内の区域において返還免除対象業務等に従事しなくなった ☐ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなった ☐ 返還の債務の猶予を受けていたが、猶予の事由に該当しなくなった ☐ 借受者死亡
備 考	休職期間がわかる「就労証明書」(人材センター様式) を添付してください	

※事実を証する書類等を添付

記入例（保育料変更）

届 出 書

年 月 日
提出日

山口県社会福祉協議会会長 様

記入してください
(住所は現住所を記入)

〒
住所
ふりがな
氏名
電話番号 自宅：
携帯：

貸付決定番号 第 号

保育士 借入を受けた貸付金に☑をしてください 〇条第1項の規定により、下記のとおり届出をします。
記

貸付金の区分 (□に✓を入れてください)	☐ 保育補助者雇上費貸付 ☒ 保育料の一部貸付 ☐ 就職準備金貸付 ☐ こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
届出の内容又は理由 (□に✓を入れてください)	料の変更 保育料利用 ☒ 保育料の一部貸付において、保育料の変更があった 〇〇, 〇〇〇円／1月あたり (令和〇年 〇月から変更) ☐ こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付において、利用料の変更があった 円／1月あたり (年 月から変更)
	氏名・住所変更 ☐ (☐ 借受人 ・ ☐ 連帯保証人) の (☐ 氏 名 ・ ☐ 住 所) に変更があった ※氏名変更の場合、戸籍抄本を添付すること ※アパート等に居住の場合、名称・部屋番号まで明記すること 旧氏名： 新氏名： 旧住所：〒 新住所：〒
	休職・復職の届出 従事先の変更・ ☐ 退職した (保育所等名： 退職年月日： 年 月 日) ☐ 引き続き返還免除対象業務等に従事予定 ☐ 返還免除対象業務等に従事しないため返還 ☐ 再就職した (保育所等名： 雇用開始日： 年 月 日) ☐ 休職した ☐ 復職した (休職理由： ☐ 出産・育児休暇 ☐ 療養 ☐ その他 ()) (休職期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 ☐ 予定 ・ ☐ 確定) (復職年月日： 年 月 日)
	その他 ☐ 県内の区域において返還免除対象業務等に従事しなくなった ☐ その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなった ☐ 返還の債務の猶予を受けていたが、猶予の事由に該当しなくなった ☐ 借受者死亡
備 考	保育料決定通知書等 保育料の分かるものの写しを添付してください。

※事実を証する書類等を添付

記入例

就 労 証 明 書

就 労 者	氏 名	〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇
	住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇〇〇～ 法人名だけでなく勤務する具体的な施設・事業所名も記入してください。
保育所等の名称		(福) 〇〇〇 〇〇〇保育園 【法人内異動がある場合の記入例】 ①保育園名〇〇〇〇 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日 ② 保育園名〇〇〇〇 〇年〇月〇日～現在
保育所等の所在地		〇〇市〇〇〇〇～
従事する（している） 職 種		保育士 該当に☑チェックしてください
雇 用 形 態		☐ 正規職員 ☐ 臨時及びパートタイム ☐ その他（ ）
勤 務 時 間		☐ 週20時間以上 ☐ その他（ ）
雇用開始・終了年月日		(雇用開始) 〇年 〇月 〇日から (該当に☑チェックしてください) ☐ 年 月 日終了 ☐ 証明日現在引き続き従事中
*該当者のみ 従 事 期 間 中 で 就 労 し な か っ た 期 間		〇年 〇月 〇日～ 〇年 〇月 〇日 年 月 日～ 年 月 日 ☒ 出産・育児休暇 ☐ その他（ ）
就労状況は上記のとおり相違ありません。 年 月 日 休職期間等がある場合は、こちらに記入してください。 今回手続きに該当する日付以降の年月日にて証明下さい。 法人内異動がある場合は、施設・事業所による証明ではなく法人による証明としてください。 〒〇〇〇-〇〇〇〇 所在地 〇〇市〇〇〇〇 法人等の名称 社会福祉法人 〇〇〇 代表者氏名 理事長 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (記入担当者名：〇〇 〇〇 直通電話：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇) 公印		

※記入例をご参照の上、すべて保育所等の方が記入してください。

- (注) 1 記入内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消し、公印を押印して正しい内容を記入してください。
2 法人内異動がある場合は、保育所等による証明ではなく法人による証明としてください。

覚 書

- 1 貸付決定番号
 - ①保育料一部貸付 第 号
 - ②就職準備金貸付 第 号
 - ③こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付 第 号

- 2 貸 付 期 間
 - ①保育料一部貸付
年 月 日～ 年 月 日
 - ②就職準備金貸付
振込日 年 月 日
 - ③こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
年 月 日～ 年 月 日

- 3 貸 付 額
 - ①保育料一部貸付(月額・年額) (円)
 - ②就職準備金貸付 (円)
 - ③こどもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
(月額・年額) (円)

- 4 勤務開始日 年 月 日

※切り取って封筒に貼り、書類の提出等にご使用してください。

〒754-0041

山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI 維新ホール3階

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター 行

(保育士就職支援金貸付事業担当)

〒754-0041

山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI 維新ホール3階

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター 行

(保育士就職支援金貸付事業担当)

〒754-0041

山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI 維新ホール3階

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター 行

(保育士就職支援金貸付事業担当)

〒754-0041

山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI 維新ホール3階

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター 行

(保育士就職支援金貸付事業担当)

〒754-0041

山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI 維新ホール3階

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター 行

(保育士就職支援金貸付事業担当)

〒754-0041

山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI 維新ホール3階

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター 行

(保育士就職支援金貸付事業担当)

〒754-0041

山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI 維新ホール3階

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター 行

(保育士就職支援金貸付事業担当)

〒754-0041

山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI 維新ホール3階

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター 行

(保育士就職支援金貸付事業担当)

〒754-0041

山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI 維新ホール3階

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター 行

(保育士就職支援金貸付事業担当)

〒754-0041

山口市小郡令和一丁目1番1号
KDDI 維新ホール3階

社会福祉法人山口県社会福祉協議会
山口県福祉人材センター 行

(保育士就職支援金貸付事業担当)

This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It consists of multiple sets of three horizontal dashed lines, providing a guide for letter height and placement. The lines are evenly spaced across the entire page, leaving ample room for writing practice. There is no text or other markings on the page.

